

知多北部広域連合公告第 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、知多北部広域連合事業課において保管し、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

送達を受けるべき者		送達を受けるべき 書類
氏 名	最 終 住 所 地	
上東 貴史	東海市富木島町長田 1 3 番地の 1 ㊦セキ（西棟 1 0 1 号）	令和 7 年度介護保険料額変更通知書

備考 送達を受けるべき書類は、介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公告の日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。